

令和4年4月19日

株式会社アルトルイズム代理人
弁護士 小川 松太郎 先生
弁護士 阿部 文明 先生
弁護士 中原 宏治 先生

特定適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5
TEL 048-844-8972/FAX 048-829-7444

理事長 池本 誠司

再申入書

貴職らより、令和3年11月30日付の書面を頂戴しました。

まず、貴職らは消費者契約法4条1項1号該当性について、「かかる不実告知に該当する箇所があると主張されるのであれば、かかる箇所を具体的に特定」することを求めておられます。

しかしながら、令和3年7月9日付回答書に記載のとおり、当会が主張する不実告知に該当する箇所（表示）は、平成31年3月29日付で消費者庁より本件商品について株式会社アルトルイズムに対して出された措置命令の別表表示内容全体のことであり、すでに特定をしています。

すなわち、株式会社アルトルイズムは本件商品の広告ウェブサイトにおいて、黒髪の人物の写真と共に、「さあ!“黒活”をスタートしましょう！」等と別表表示内容のとおりを表示を行いました。これらの表示を全体として評価すれば、表示を見た一般消費者に対し、あたかも、本件商品を摂取することで、白髪が艶のある黒髪となる効果が得られるかのように示しています。

また、当会から株式会社アルトルイズムに対する申入れの法的根拠については、令和2年12月2日付回答書及び令和3年7月9日付回答書で示したとおりであり、すでに必要十分に根拠を示しております。

以上を踏まえ、本書面にて下記のとおり再度申入れを行わせていただきます。

記

1 再申入れの趣旨

「黒フサ習慣 ブラックマックスS」の購入者に対し、改めて、ホームページ・メールマガジン・「健幸つうしん」にて、消費者庁より措置命令を受けた具体的な表示内容と実際について明記をした上で、再度、返品・返金の措置を講じることを求めます。

2 再申入れの理由

2020年（令和2）年8月11日付申入書第2項記載のとおりとなります。

以 上

《本件に関する問合せ先》

特定適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

事務局 加藤

TEL : 048-844-8972 / FAX : 048-829-7444